

「管理番号 745 消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲」に係る回答欄記載上の留意点

【勧告・命令に係る並行権限の付与について】

地方公共団体は、条例により（消費者安全法に基づく措置権限の付与を受けなくても）、商品又はサービスが消費者の財産に被害を及ぼすと考えられる場合に、当該商品又はサービスを供給する事業者名等の公表や、当該商品又はサービスの供給の中止等の勧告等の措置を講じることができると考えられる。（本要望の提案主体である東京都においても、東京都消費生活条例に、「知事は、商品又はサービスがその欠陥により消費者の健康を損ない、若しくは損なうこととなり、又は身体に危害を発生させ、若しくは発生させることとなると認定したときは、法令に定める措置をとる場合を除き、当該商品又はサービスを供給する事業者に対し、その製造若しくは販売又は提供を中止すること、製造又は提供の方法を改善することその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。」（第 12 条）という規定を設けているところ、財産被害に係る事案について、同様の規定を設けることは禁止されていないと考えられる。（他の地方公共団体において規定例が存在すると認識。）

また、消費者安全法第 44 条においては、都道府県が消費者庁に対して消費者安全法に基づく具体的な措置の実施を要請することができる旨規定されている。本条は地方の知見を国の施策に反映するために設けられたものであり、地方公共団体が勧告・命令を直接行わずとも、本条の規定を活用することにより、地方公共団体の発意に基づく措置を行うことは可能である。しかし、本条に基づく措置要請の実績はまだ「ゼロ」という状況にある。

現行の消費者安全法に基づく勧告・命令については、同法第 12 条の規定により消費者事故等の情報が消費者庁に一元的に集約されることを受けて、内閣総理大臣が国の事務として一元的に行使用することとされているところであり、権限の移譲の必要性の検討に当たっては、まずは消費者安全法第 44 条に基づく措置要請における対応の状況を考慮する必要があると考えられる。

消費者安全法の勧告・命令は、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く、いわゆる「隙間事案」であることが要件であり、当該判断のためには、事業者と消費者との取引内容を個別事案ごとに調査し、他の法律の規定に基づく措置の有無について、関係する可能性があると考えられる法律の所管庁への確認が必要となる。地方公共団体が、同法に基づく多数消費者財産被害事態に係る勧告・命令を実施することとする場合には、地方公共団体において、事案ごとに関係する可能性がある法律の所管庁への確認を行うことが必要となる。

命令については、事業者に対する影響の重大性にかんがみ、命令をしようとするときは、あらかじめ消費者委員会の意見を聴かなければならないとされており（同法第 40 条第 7 項）、地方公共団体が同法の規定に基づく命令を行うこととする場合には、地方公共団体が消費者委員会の意見を聴くこととするのかなど、命令に当たっての手續について検討が必要である。

また、消費者安全法の財産被害に係る執行状況については、平成 25 年 4 月に関係規定が施行されてから、まだ 1 年 4 か月強しか経っておらず、平成 26 年 7 月末現在までに勧告 2 件を実施したのみであり、国においても勧告・命令権限の執行状況が乏しい状況にある。

このように、消費者安全法に基づく勧告・命令権限の地方公共団体への付与の検討に際しては、消費者委員会及び関係法令所管庁の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があるものと考えられる。

加えて、現在、消費者安全法に係る権限として地方公共団体に委任している報告徴収・立入調査については、「国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの」という法定受託事務のメルクマールにあたるものとして整理されている。同法施行令第9条第2項により、報告徴収・立入調査権限を委任する場合には、あらかじめ当該地方公共団体の長の同意を求めなければならないとされているところ、財産被害に係る事案に関する報告徴収・立入調査権限を受任している団体は、平成26年7月末現在43（32都道府県、11政令市）にとどまっており、権限を受任可能な全ての地方公共団体において行われている現状にはなく、さらに、受任した地方公共団体においてこれまでに報告徴収・立入調査権限を行使した実績はまだ「ゼロ」という状況である。消費者安全法に基づく多数消費者財産被害事態に係る勧告・命令権限を地方公共団体に付与することとすると、報告徴収・立入調査権限の委任は法定受託事務のメルクマールに該当せず、自治事務との位置づけとなると考えられるが、上記のような消極的な現在の受任状況や権限行使の実績を踏まえると、少なくとも現時点では、報告徴収・立入調査権限の受任の同意をいただいていない地方公共団体の意見も含めた慎重な検討を行う必要があると考えられる。

以上のとおり、消費者安全法に基づく勧告・命令権限の地方公共団体への付与にあたっては、消費者安全法に基づく措置要請の運用状況、国による消費者安全法に基づく勧告・命令の執行状況、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。

【地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大】

消費者の財産被害に係る事案に関する立入調査及び報告徴収については、条例に基づき、消費者安全法に基づく権限によらずに、地方公共団体独自の取組として行うことは可能であると考えられるところである。（地方公共団体によっては当該地方公共団体の区域外に存在する事業者等への権限行使を認めているものも存在すると認識。）

また、地方公共団体が受任する報告徴収・立入調査権限（第45条）については、「国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの」という法定受託事務のメルクマールにあたるものとして整理されている。

すなわち、現行制度においては、地方公共団体では勧告・命令権限を行使しないことを前提に、国が行う勧告・命令の前置手続として権限を委任しているところであり、例えば、複数県にわたる事案の場合には、それぞれの県で立入調査等を行い、消費者庁がそれらを総合して必要な措置をとることを想定しているものである。東京都の提案は、地方公共団体が勧告・命令権限を行使

することを前提に、自治事務としての区域外への報告徴収・立入調査権限の移譲を求めているものと考えられるが、勧告・命令権限の地方公共団体への付与が困難であるのは上述のとおりである。(ただし、法定受託事務の範囲内で、より迅速な報告徴収・立入調査を実施するため、地方公共団体に区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することまでをも否定しているものではない。)

加えて、財産分野に係る報告徴収・立入調査権限を受任した地方公共団体(32都道府県、11政令市)による報告徴収・立入調査権限の行使は「ゼロ」という状況であり、少なくとも現状において制度変更を行う必要があるかについては、慎重な検討が必要であると考えられる。

このように、消費者安全法に基づく報告徴収・立入調査権限の地方公共団体区域外への拡大にあたっては、勧告・命令権限の付与と同様、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。